平成２３年（フ）第１２７４号
横浜市南区高根町４丁目36番地
債務者　大貫せつ子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８２号
横浜市南区大橋町３丁目54番地　ヴァンベール弘明寺205
債務者　李　　修遠
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０２号
横浜市港南区港南台２丁目１番16―711号
債務者　佐藤　哲也（旧姓小黒）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０５号
横浜市南区六ツ川１丁目230番地　東明荘
債務者　座間　　茂
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２０号
横浜市鶴見区諏訪坂７番13号
債務者　遠藤　裕紀
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第６６４号
さいたま市桜区大字大久保領家562番地７、住民票上の住所埼玉県川口市大字西新井宿416番地
破産者　小村　眞也
1　主文　平成23年５月６日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「さいたま市桜区大久保領家526―７、住民票上の住所埼玉県川口市大字西新井宿416番地」とあるのを、「さいたま市桜区大字大久保領家562番地７、住民票上の住所埼玉県川口市大字西新井宿416番地」と更正する。
2　決定年月日　平成23年５月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５５６号
愛知県一宮市東五城字北作野51番地４　シャトータウンメーラ203号
破産者　大橋徳三郎
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２１年（フ）第４２３号
山形市北町２丁目５番19号
破産者　五百川好則
平成23年５月25日　　山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８７５号
愛知県春日井市細木町２丁目99番地
破産者　有限会社大野産業
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６８号
愛知県春日井市南下原町549番地
破産者　有限会社東海技建テック
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛418番地
破産者　株式会社三勇建設工業
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２号
群馬県桐生市広沢町６丁目212番地８
破産者　有限会社京呉服いわした
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２号
新潟県三条市嘉坪川１丁目30番20号
破産者　田中　千恵
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３３号
岡山県津山市川崎569番地
破産者　株式会社カノウ
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６９１号
北九州市若松区大字畠田802番地アムーム畠田102号、破産手続開始決定時の住所北九州市若松区鴨生田４丁目15番25号
破産者　廣谷　瑞江
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４９号
被相続人の最後の住所鹿児島県枕崎市旭町76番地
破産者　被相続人亡立石義郎の相続財産
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第２５１号
青森市浪打１丁目14番３号
破産者　株式会社奥村工務店
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係